

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第48号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
84	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。） (1)～(5) (略) (6) 法第14条第9項の承認に係る承認書の手交（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものを除く。） (7)～(25) (略)	静岡市 浜松市	84	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。） (1)～(5) (略) (6) 法第14条第13項の承認に係る承認書の手交（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものを除く。） (7)～(25) (略)	静岡市 浜松市
(略)			(略)		
90	<u>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務</u> (1) 法第13条第1項の許	静岡市 浜松市	90	削除	

<p><u>可に係る申請書の受付</u> <u>及び同項の許可に係る</u> <u>許可書の手交</u></p> <p>(2) <u>法第13条第5項の規</u> <u>定による届出に係る届出</u> <u>書の受付</u></p> <p>(3) <u>法第14条第1項の許</u> <u>可に係る申請書の受付及</u> <u>び同項の許可に係る許可</u> <u>書の手交</u></p>	
(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日（令和2年9月1日）から施行する。